

福岡県公報

平成25年11月26日
第3551号

目次

告示(第1758号-第1783号)

○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	1
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	5
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	8
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	11
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	20
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	34
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	34
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	35
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	35
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	36
○道路の区域の変更	(道路維持課)	36
○道路の区域の変更	(道路維持課)	37
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	37

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	38
○大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定に基づく届出	(中小企業振興課)	39
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	39
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	39
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	40
○「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-」及び「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-普及版」の販売代金の収納の事務の委託	(自然環境課)	40

公告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	40
○一般競争入札の実施	(総務事務センター)	42
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	44
○一般競争入札の実施	(企画交通課)	46
○建築協定の認可	(建築指導課)	48
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	48

収用委員会

○土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管	(用地課)	48
-------------------------	-------	----

正誤

○鳥獣保護区の存続期間の更新(平成25年11月福岡県告示第1707号)中正誤		49
--	--	----

告示

福岡県告示第1758号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
宗達生10	ひびきクリニック	遠賀郡水巻町頃末北3丁目2-2	H 25・11・1
京生136	喜之道クリニック	築上郡吉富町大字広津 291 - 1	H 25・11・1
京生135	田中医院	築上郡築上町大字椎田 1011 - 5	H 25・9・30
行生139	ひえだ診療所	行橋市大字下稗田 373 番地	H 25・10・1
行生138	三木内科クリニック	行橋市行事7丁目11番7号	H 25・11・1
像生薬64	一般社団法人宗像薬剤師会会館 宗像東薬局	宗像市光岡 120 - 1	H 25・11・1
嘉鞍生薬1	そうごう薬局小竹店	鞍手郡小竹町大字勝野 1159 - 1	H 25・11・1
田川生薬53	タカサキ薬局池尻店	田川郡川崎町大字池尻 195	H 25・11・1
福津生訪2	訪問看護ステーションふくま	福津市花見の里3丁目17-6	H 25・10・1
宰生訪4	アクラス訪問看護ステーション	太宰府市五条2丁目18-16	H 25・9・1

福岡県告示第1759号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
直生115	医療法人直方医院	直方市大字山部 1419 - 8	H 25・9・30
田生118	医療法人玄風会岩谷クリニック	田川市本町 6 - 21	H 25・10・1
田生薬59	有限会社純正堂薬局支店本町薬局	田川市本町 6 - 21	H 25・10・1

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
築生28	田中医院	築上郡築上町大字椎田 1011 - 5	H 25・9・29
行生19	三木内科医院	行橋市行事7丁目11-7	H 25・9・3
久地生薬9	朝倉調剤薬局	三井郡大刀洗町大字山隈 1467 - 12	H 25・7・31
豊生訪3	社会福祉法人敬愛会 訪問看護ステーションひびき	豊前市大字久路土 1491 - 3	H 25・10・31

福岡県告示第1760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生298	栄光会クリニック 博多の森	社会医療法人栄光 会こどもクリニッ ク	糟屋郡志免町別府西 2丁目23番25号	H 25・9・1
筑紫生 135	原田耳鼻咽喉科ア レルギー科クリ ニック	わかば耳鼻咽喉科 アレルギー科クリ ニック	筑紫野市原田7丁目 9-2	H 25・3・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
粕生308	医療法人育 優会 さくらクリニッ ク	糟屋郡粕屋町大字長者 原 643-1	糟屋郡粕屋町長者原西 2丁目6番1号	H 25・9・28
福津生 45	明日花クリ ニック福津 在宅診療所	福津市福岡駅東1丁目 8-13	福津市 317番地（福岡 駅東地区11街区3- 1画地）	H 25・10・7
大生398	医療法人恒 生堂永田整 形外科病院	大牟田市原山町1-1	大牟田市不知火町1丁 目6-3	H 25・9・1
粕生薬 150	サンアイ調 剤薬局 粕 屋店	糟屋郡粕屋町大字長者 原 648番地2	糟屋郡粕屋町長者原西 2丁目6番48号	H 25・9・28

福岡県告示第1761号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
------	----	-----	-------

み生マ12	井上 修（訪問マッサー ジ新生）	みやま市高田町濃施 653-2	H 24・10・16
直生柔31	大村 尚顕（大福はり・ きゅう整骨院）	直方市大字山部 287	H 25・10・1
直生柔32	今里 容一郎（天馬堂整 骨院）	直方市津田町3-2	H 25・10・1
行生柔28	野崎 啓佑（STREX ZEN行橋健康整骨院）	行橋市中央2丁目5-23	H 25・8・1
大野生柔 36	山下 淳一（白木原鍼灸 整骨院）	大野城市白木原1丁目4-3ユ ニオンビル1F	H 25・10・1
宰生柔37	中村 秀幸（たなごころ 整骨院ひで）	太宰府市大佐野2丁目11-5	H 25・10・10
う生柔2	内藤 昇剛（ないとう整 骨院）	うきは市吉井町 624-5	H 25・10・8
筑紫生柔 25	野元 佑那（のもと整骨 院）	筑紫郡那珂川町大字片縄 2-1	H 25・9・4
筑紫生柔 26	藤瀬 美鈴（のもと整骨 院）	筑紫郡那珂川町大字片縄 2-1	H 25・9・4

福岡県告示第1762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
飯生マ55	松下 勇（訪問マッサー ジクレヨン）	飯塚市川津 95-296	H 25・9・30

粕生マ33	瀧本 辰喜（在宅マッサージあい）	糟屋郡志免町志免4丁目24-1	H 25・9・30
行生柔26	荒井 啓昌（STREXZEN行橋健康整骨院）	行橋市中央2丁目5-23	H 25・7・31

福岡県告示第1763号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
小居42	医療法人宝歯会 小郡スマイル歯科小児歯科医院	小郡市大保字弓場110 イオン小郡ショッピングセンター内	H 25・11・1	居管・予居管
春介薬26	セガミ調剤薬局一の谷店	春日市一の谷1丁目170	H 25・11・1	居管・予居管
田川居299	タカサキ薬局池尻店	田川郡川崎町大字池尻195	H 25・11・1	居管・予居管
福津居51	訪問看護ステーションふくま	福津市花見の里3丁目17-6	H 25・10・1	訪看・予訪看
京居124	社会福祉法人敬愛会 訪問看護ステーションひびき	築上郡上毛町大字西友枝1938-1	H 25・11・1	訪看
大居227	デイサービスすわ	大牟田市諏訪町2丁目120	H 25・11・1	通介・予通介
大支79	ケアプランセンターすがはら	大牟田市上屋敷町1丁目1-3	H 25・11・1	居支
飯居328	デイサービス百舞	飯塚市八木山696-5	H 25・10・1	通介・予通介

田居193	デイサービスセンターあいあい田川	田川市大字糺2085-10	H 25・9・1	通介・予通介
田居195	デイサービスレッチェルン	田川市大字川宮664	H 25・11・1	通介・予通介
朝倉居67	訪問介護事業所エルスリー福岡朝倉	朝倉市堤955-27	H 25・9・1	訪介
大川居43	デイサービスセンター榎津あおぎり荘	大川市大字榎津903-2	H 25・11・1	通介・予通介
中居79	デイサービスサイカクラブ	中間市池田1丁目21-6	H 25・10・14	通介・予通介
中居80	デイサービスくすのき	中間市浄花町7-1	H 25・9・1	通介・予通介
中居78	やすらぎの家中間デイサービスセンター	中間市蓮花寺2丁目11-30	H 25・11・1	通介・予通介
春支22	ケアプランセンター安	春日市星見ヶ丘3丁目184	H 25・10・1	居支
春居83	茶話本舗デイサービスしろうずいけ	春日市白水池2丁目14	H 25・10・1	通介
大野居78	はるみ大野城	大野城市中3丁目6-26 エーデルハイム101	H 25・10・1	訪介・予訪介
大野居77	茶話本舗デイサービス大野城南ヶ丘	大野城市南ヶ丘4丁目5-6	H 25・10・1	通介
像居83	さわやかリハビリデイサービスむなかた	宗像市石丸1丁目13-2	H 25・10・18	通介・予通介
糸島地居73	運動ひろば愛もっとう倶楽部	糸島市神在1344-16	H 24・5・1	通介・予通介
糸島地支21	笑顔の家ケアプランセンター	糸島市二丈深江1146	H 25・10・1	居支
糸島地居74	デイサービスセンターくらじ	糸島市井田字二ノ坪471-1	H 25・10・1	通介・予通介

粕居150	訪問介護事業所 エルスリー福岡 糟屋	糟屋郡宇美町原田1丁目 18-19	H 25・11・1	訪介
粕居151	通所介護事業所 エルスリー福岡 糟屋	糟屋郡宇美町原田1丁目 18-19	H 25・11・1	通介
粕居152	茶話本舗アイ サービスかすや 果樹の森	糟屋郡須恵町大字植木 825 - 3	H 25・10・1	通介
嘉鞍居14	ゆめの里鞍手デ イサービスセン ター	鞍手郡鞍手町大字古門 4114	H 25・11・1	通介・予通介
北筑後居7	デイサービス山 隈	朝倉郡筑前町山隈 1608 - 11	H 25・10・1	通介・予通介
う居42	デイサービスセ ンター三春	うきは市浮羽町三春 1975 - 4	H 25・11・1	通介・予通介
み支26	居宅介護支援事 業所裕和	みやま市瀬高町下庄 480 - 1	H 25・10・1	居支・予支援
豊居41	社会福祉法人豊 前東明会 グ ループホームあ やめ	豊前市大字三毛門 1348 - 1	H 25・11・1	認共・予認共
朝倉居63	通所介護事業所 エルスリー福岡 朝倉	朝倉市堤 955 - 27	H 25・8・1	通介

福岡県告示第1764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北介歯 182	医療法人中 庸会井上歯 科医院	糟屋郡粕屋町大字仲原 131-1	糟屋郡粕屋町大字長者 原 192-1	H 24・6・1
北支5	なの花薬局	糟屋郡新宮町三代 782 - 11	糟屋郡新宮町夜白5丁 目 5-19	H 24・10・1
田居57	いきいきハ ウス日吉町	田川市大字楠 2279 - 5	田川市大字楠 2264 - 1	H 25・10・1
中居15	社会福祉法 人グリーン コープ ふ くしサービ スセンター のぞみ	中間市扇ヶ浦2丁目 10 - 1 グリーンコープや すらぎの家中間	中間市蓮花寺2丁目 11 - 30	H 25・10・22
遠居90	デイサービ スオアシス	遠賀郡水巻町頃末北 1 丁目 12-12	遠賀郡水巻町緑ヶ丘 2 丁目 7-1	H 24・12・17
遠居55	デイサービ スみんなの 家	遠賀郡岡垣町大字原 821-2	遠賀郡岡垣町海老津 2 丁目 4-15	H 25・10・7

福岡県告示第1765号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
築介28	田中医院	築上郡築上町大字椎田 1011 - 5	H 25・9・29

京支19	医療法人三木医院	京都郡苅田町若久町2丁目17-13	H 25・6・15
豊居22	訪問看護ステーションひびき	豊前市大字久路土1491-3	H 25・10・31
中居6	グリーンコープやすらぎの家中間デイサービスセンター	中間市扇ヶ浦2丁目10-1グリーンコープやすらぎの家	H 25・10・31
筑紫居52	訪問介護りんどう	筑紫野市大字山口3181-13	H 25・10・31
像居37	さわやか宗像館デイサービスセンター	宗像市石丸1丁目13-2	H 19・4・1
田川居74	ゆりヘルパーステーション	田川郡福智町伊方2016-2	H 25・9・30

福岡県告示第1766号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延命寺川2	北九州市小倉北区須賀町、大字富野、富野台、赤坂1丁目、2丁目、上富野4丁目、5丁目及び神幸町（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
延命寺川1	北九州市小倉北区須賀町（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
寒竹川2	北九州市小倉北区寿山町及び足立1丁目（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
寒竹川1	北九州市小倉北区足立1丁目、2丁目、3丁目、大島3丁目、妙見町及び寿山町（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流

妙見山田川	北九州市小倉北区妙見町、足立1丁目、2丁目、3丁目、足原1丁目、2丁目、黒原1丁目、2丁目、3丁目及び大字足原（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
妙見川	北九州市小倉北区妙見町、足立1丁目、2丁目、3丁目、黒原1丁目、2丁目及び大字足原（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
水添川3	北九州市小倉北区黒原1丁目、2丁目、3丁目、足原2丁目、足立3丁目、大字足原及び妙見町（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
水添川2	北九州市小倉北区霧ヶ丘1丁目、2丁目、黒原2丁目及び3丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
水添川1	北九州市小倉北区霧ヶ丘1丁目、2丁目、3丁目及び大字足原（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
小熊野川	北九州市小倉北区熊谷5丁目及び南丘3丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
藤谷	北九州市小倉北区熊谷4丁目、5丁目及び山田町（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
泉台	北九州市小倉北区泉台4丁目及び八幡東区槻田1丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
藍島(9)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍島(8)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍島(3)-2	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍島(3)-1	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍島(4)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍島(7)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍島(2)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍島(6)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

藍島(5)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍島-1	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
藍島-2	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富野台(b)	北九州市小倉北区富野台及び大字富野（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富野台(a)-2	北九州市小倉北区富野台（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富野台(a)-1	北九州市小倉北区富野台（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富野台(c)-1	北九州市小倉北区富野台及び大字富野（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富野台(c)-3	北九州市小倉北区富野台（別紙図面28に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
富野台(c)-2	北九州市小倉北区富野台及び大字富野（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須賀町(a)	北九州市小倉北区須賀町及び大字富野（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須賀町(c)-2	北九州市小倉北区須賀町及び大字富野（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須賀町(c)-1	北九州市小倉北区須賀町及び大字富野（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須賀町(b)	北九州市小倉北区須賀町及び大字富野（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
常盤町-1	北九州市小倉北区常盤町及び小文字1丁目（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
常盤町-2	北九州市小倉北区小文字1丁目（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小文字1丁目(a)-1	北九州市小倉北区小文字1丁目（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小文字1丁目(a)-2	北九州市小倉北区小文字2丁目及び小文字1丁目（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小文字2丁目-1	北九州市小倉北区小文字2丁目（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
小文字2丁目-2	北九州市小倉北区小文字2丁目及び小文字1丁目（別紙図面39に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

小文字2丁目	北九州市小倉北区小文字2丁目及び小文字1丁目（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見町(a)-1	北九州市小倉北区大字足原（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見町(a)-2	北九州市小倉北区妙見町及び大字足原（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見町(a)-3	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
妙見町(a)-4	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒原2丁目-1	北九州市小倉北区黒原2丁目及び大字足原（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
黒原2丁目-2	北九州市小倉北区黒原2丁目及び大字足原（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
霧ヶ丘2丁目3	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
霧ヶ丘2丁目(a)-1	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目及び大字足原（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
霧ヶ丘2丁目(b)	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目及び大字足原（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
霧ヶ丘2丁目(a)-2	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
霧ヶ丘2丁目(a)-3	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
霧ヶ丘2丁目(c)-1	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
霧ヶ丘2丁目(c)-2	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南丘2丁目	北九州市小倉北区南丘2丁目、3丁目及び小倉南区蒲生2丁目（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南丘3丁目-1	北九州市小倉北区南丘3丁目及び熊谷3丁目（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南丘3丁目-2	北九州市小倉北区南丘3丁目（別紙図面56に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
熊谷3丁目	北九州市小倉北区熊谷3丁目及び南丘3丁目（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
南丘3丁目	北九州市小倉北区熊谷5丁目及び南丘3丁目（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

熊谷5丁目(b)	北九州市小倉北区熊谷5丁目及び南丘3丁目 (別紙図面59に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷5丁目(a)	北九州市小倉北区熊谷5丁目及び南丘3丁目 (別紙図面60に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷5丁目(c)	北九州市小倉北区熊谷5丁目(別紙図面61に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷5丁目(e)	北九州市小倉北区熊谷5丁目(別紙図面62に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷5丁目(d)-1	北九州市小倉北区熊谷5丁目(別紙図面63に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷5丁目(d)-2	北九州市小倉北区熊谷5丁目(別紙図面64に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷5丁目(d)-3	北九州市小倉北区熊谷5丁目(別紙図面65に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷5丁目(c)-1	北九州市小倉北区熊谷5丁目(別紙図面66に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷5丁目(c)-2	北九州市小倉北区熊谷5丁目(別紙図面67に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷5丁目(f)-1	北九州市小倉北区熊谷5丁目(別紙図面68に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷5丁目(f)-2	北九州市小倉北区熊谷5丁目及び山田町(別紙図面69に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷5丁目(g)	北九州市小倉北区熊谷5丁目及び山田町(別紙図面70に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田町(b)-1	北九州市小倉北区山田町(別紙図面71に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田町(b)-2	北九州市小倉北区山田町(別紙図面72に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田町(a)	北九州市小倉北区山田町(別紙図面73に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
熊谷4丁目-2	北九州市小倉北区熊谷4丁目(別紙図面74に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
泉台4丁目(d)	北九州市小倉北区泉台4丁目(別紙図面75に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
泉台4丁目(b)	北九州市小倉北区泉台4丁目及び八幡東区槻田1丁目(別紙図面76に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
泉台4丁目(a)	北九州市小倉北区泉台4丁目、2丁目及び3丁目(別紙図面77に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

泉台3丁目	北九州市小倉北区泉台3丁目及び八幡東区槻田2丁目(別紙図面78に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
板櫃町-1	北九州市小倉北区板櫃町(別紙図面79に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
板櫃町-2	北九州市小倉北区板櫃町(別紙図面80に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊
霧ヶ丘	北九州市小倉北区霧ヶ丘1丁目、2丁目、3丁目、黒原2丁目及び大字足原(別紙図面81に示す区域のとおり)	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1767号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
延命寺川2	北九州市小倉北区須賀町、大字富野、富野台、赤坂1丁目、2丁目、上富野4丁目、5丁目及び神幸町(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
延命寺川1	北九州市小倉北区須賀町(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
寒竹川2	北九州市小倉北区寿山町及び足立1丁目(別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり

寒竹川1	北九州市小倉北区足立1丁目、2丁目、3丁目、大島3丁目、妙見町及び寿山町（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
妙見山田川	北九州市小倉北区妙見町、足立1丁目、2丁目、3丁目、足原1丁目、2丁目、黒原1丁目、2丁目、3丁目及び大字足原（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
妙見川	北九州市小倉北区妙見町、足立1丁目、2丁目、3丁目、黒原1丁目、2丁目及び大字足原（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
水添川3	北九州市小倉北区黒原1丁目、2丁目、3丁目、足原2丁目、足立3丁目、大字足原及び妙見町（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
水添川2	北九州市小倉北区霧ヶ丘1丁目、2丁目、黒原2丁目及び3丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
水添川1	北九州市小倉北区霧ヶ丘1丁目、2丁目、3丁目及び大字足原（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
藤谷	北九州市小倉北区熊谷4丁目、5丁目及び山田町（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
藍島(9)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
藍島(8)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり

藍島(3)-2	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
藍島(3)-1	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
藍島(4)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
藍島(7)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
藍島(2)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
藍島(6)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
藍島(5)	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
藍島-1	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
藍島-2	北九州市小倉北区大字藍島（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
富野台(b)	北九州市小倉北区富野台及び大字富野（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり
富野台(a)-2	北九州市小倉北区富野台（別紙図面25に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面25に記載する表のとおり
富野台(a)-1	北九州市小倉北区富野台（別紙図面26に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面26に記載する表のとおり
富野台(c)-1	北九州市小倉北区富野台及び大字富野（別紙図面27に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面27に記載する表のとおり

富野台(c)-2	北九州市小倉北区富野台及び大字富野（別紙図面29に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面29に記載する表のとおり
須賀町(a)	北九州市小倉北区須賀町及び大字富野（別紙図面30に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面30に記載する表のとおり
須賀町(c)-2	北九州市小倉北区須賀町及び大字富野（別紙図面31に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面31に記載する表のとおり
須賀町(c)-1	北九州市小倉北区須賀町及び大字富野（別紙図面32に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面32に記載する表のとおり
須賀町(b)	北九州市小倉北区須賀町及び大字富野（別紙図面33に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面33に記載する表のとおり
常盤町-1	北九州市小倉北区常盤町及び小文字1丁目（別紙図面34に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面34に記載する表のとおり
常盤町-2	北九州市小倉北区小文字1丁目（別紙図面35に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面35に記載する表のとおり
小文字1丁目(a)-1	北九州市小倉北区小文字1丁目（別紙図面36に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面36に記載する表のとおり
小文字1丁目(a)-2	北九州市小倉北区小文字2丁目及び小文字1丁目（別紙図面37に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面37に記載する表のとおり
小文字2丁目-1	北九州市小倉北区小文字2丁目（別紙図面38に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面38に記載する表のとおり
小文字2丁目	北九州市小倉北区小文字2丁目及び小文字1丁目（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
妙見町(a)-1	北九州市小倉北区大字足原（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり

妙見町(a)-2	北九州市小倉北区妙見町及び大字足原（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
妙見町(a)-3	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
妙見町(a)-4	北九州市小倉北区妙見町（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり
黒原2丁目-1	北九州市小倉北区黒原2丁目及び大字足原（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
霧ヶ丘2丁目3	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
霧ヶ丘2丁目(a)-1	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目及び大字足原（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
霧ヶ丘2丁目(b)	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目及び大字足原（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
霧ヶ丘2丁目(a)-2	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
霧ヶ丘2丁目(c)-1	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
霧ヶ丘2丁目(c)-2	北九州市小倉北区霧ヶ丘2丁目（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり
南丘2丁目	北九州市小倉北区南丘2丁目、3丁目及び小倉南区蒲生2丁目（別紙図面54に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面54に記載する表のとおり
南丘3丁目-1	北九州市小倉北区南丘3丁目及び熊谷3丁目（別紙図面55に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面55に記載する表のとおり
熊谷3丁目	北九州市小倉北区熊谷3丁目及び南丘3丁目（別紙図面57に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面57に記載する表のとおり

南丘3丁目	北九州市小倉北区熊谷5丁目及び南丘3丁目（別紙図面58に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面58に記載する表のとおり
熊谷5丁目(b)	北九州市小倉北区熊谷5丁目及び南丘3丁目（別紙図面59に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面59に記載する表のとおり
熊谷5丁目(a)	北九州市小倉北区熊谷5丁目及び南丘3丁目（別紙図面60に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面60に記載する表のとおり
熊谷5丁目(c)	北九州市小倉北区熊谷5丁目（別紙図面61に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面61に記載する表のとおり
熊谷5丁目(e)	北九州市小倉北区熊谷5丁目（別紙図面62に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面62に記載する表のとおり
熊谷5丁目(d)-1	北九州市小倉北区熊谷5丁目（別紙図面63に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面63に記載する表のとおり
熊谷5丁目(d)-2	北九州市小倉北区熊谷5丁目（別紙図面64に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面64に記載する表のとおり
熊谷5丁目(d)-3	北九州市小倉北区熊谷5丁目（別紙図面65に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面65に記載する表のとおり
熊谷5丁目(c)-1	北九州市小倉北区熊谷5丁目（別紙図面66に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面66に記載する表のとおり
熊谷5丁目(c)-2	北九州市小倉北区熊谷5丁目（別紙図面67に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面67に記載する表のとおり
熊谷5丁目(f)-1	北九州市小倉北区熊谷5丁目（別紙図面68に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面68に記載する表のとおり
熊谷5丁目(f)-2	北九州市小倉北区熊谷5丁目及び山田町（別紙図面69に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面69に記載する表のとおり
熊谷5丁目(g)	北九州市小倉北区熊谷5丁目及び山田町（別紙図面70に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面70に記載する表のとおり

山田町(b)-1	北九州市小倉北区山田町（別紙図面71に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面71に記載する表のとおり
山田町(b)-2	北九州市小倉北区山田町（別紙図面72に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面72に記載する表のとおり
山田町(a)	北九州市小倉北区山田町（別紙図面73に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面73に記載する表のとおり
熊谷4丁目-2	北九州市小倉北区熊谷4丁目（別紙図面74に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面74に記載する表のとおり
泉台4丁目(b)	北九州市小倉北区泉台4丁目及び八幡東区槻田1丁目（別紙図面76に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面76に記載する表のとおり
泉台4丁目(a)	北九州市小倉北区泉台4丁目、2丁目及び3丁目（別紙図面77に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面77に記載する表のとおり
泉台3丁目	北九州市小倉北区泉台3丁目及び八幡東区槻田2丁目（別紙図面78に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面78に記載する表のとおり
板櫃町-1	北九州市小倉北区板櫃町（別紙図面79に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面79に記載する表のとおり
板櫃町-2	北九州市小倉北区板櫃町（別紙図面80に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面80に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1768号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小原川	北九州市小倉南区湯川3丁目、4丁目、5丁目及び安部山（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
安部山	北九州市小倉南区安部山、葛原1丁目、2丁目、3丁目、上葛原1丁目、湯川5丁目及び湯川新町4丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
湯川	北九州市小倉南区湯川3丁目、4丁目及び安部山（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
葛原川	北九州市小倉南区葛原1丁目、3丁目、4丁目、5丁目、葛原本町1丁目、2丁目、3丁目及び大字葛原（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流
山寺川2	北九州市小倉南区葛原高松1丁目、2丁目、葛原本町3丁目及び大字葛原（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流
山寺川1	北九州市小倉南区葛原高松1丁目、2丁目、5丁目、葛原本町3丁目、4丁目及び大字葛原（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流
新手川	北九州市小倉南区沼緑町2丁目、葛原高松1丁目、葛原本町5丁目及び大字葛原（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
沼川-2	北九州市小倉南区沼緑町3丁目、4丁目、沼本町2丁目、大字葛原及び大字沼（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
沼川-1	北九州市小倉南区沼緑町3丁目、4丁目、沼本町2丁目、大字葛原及び大字沼（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
吉田川1	北九州市小倉南区中吉田1丁目、3丁目、6丁目、吉田にれの木坂1丁目及び大字吉田（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
吉田川3	北九州市小倉南区吉田6丁目、中吉田1丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び大字吉田（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
竹馬川4	北九州市小倉南区下吉田1丁目、3丁目、4丁目、吉田2丁目、中吉田4丁目、5丁目及び大字吉田（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流

竹馬川3	北九州市小倉南区下吉田3丁目、4丁目及び大字吉田（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
竹馬川2	北九州市小倉南区下吉田1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、中吉田5丁目及び大字吉田（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
竹馬川1	北九州市小倉南区下吉田2丁目及び大字吉田（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
朽網川5	北九州市小倉南区朽網東3丁目及び大字朽網（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
朽網川4	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
朽網川3	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
朽網川2	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
貫18	北九州市小倉南区大字貫及び大字朽網（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
中貫川	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
上貫川2	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
上貫川1	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
貫15	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
貫14	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流
貫13	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
貫12	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
貫11	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
貫10	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
貫19	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
貫9	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流

貫7	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
貫6	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
貫5	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
貫4	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流
貫3	北九州市小倉南区大字貫及び上貫3丁目（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流
貫2	北九州市小倉南区大字貫、上貫3丁目及び西貫2丁目（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
貫20	北九州市小倉南区西貫1丁目、2丁目、上貫3丁目及び大字貫（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流
貫1	北九州市小倉南区西貫1丁目、2丁目、上貫3丁目及び大字貫（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流
長野川3	北九州市小倉南区西貫1丁目、長野東町、大字貫及び大字長野（別紙図面40に示す区域のとおり）	土石流
長野川2	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面41に示す区域のとおり）	土石流
長野	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面42に示す区域のとおり）	土石流
横代川	北九州市小倉南区大字横代（別紙図面43に示す区域のとおり）	土石流
稗田川1	北九州市小倉南区大字堀越（別紙図面44に示す区域のとおり）	土石流
隠蓑	北九州市小倉南区隠蓑、石田南2丁目、3丁目及び大字横代（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流
志井川	北九州市小倉南区大字志井（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流
母原川5	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流
母原川4	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流

母原川3	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流
母原川2	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流
母原川1	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流
奥畑川	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流
畑川2	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流
畑川1	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面54に示す区域のとおり）	土石流
茶屋川	北九州市小倉南区大字志井、大字母原、大字新道寺及び大字堀越（別紙図面55に示す区域のとおり）	土石流
東谷川10	北九州市小倉南区大字新道寺（別紙図面56に示す区域のとおり）	土石流
新道寺	北九州市小倉南区大字新道寺及び大字木下（別紙図面57に示す区域のとおり）	土石流
井手浦川3	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面58に示す区域のとおり）	土石流
井手浦川3-1	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面59に示す区域のとおり）	土石流
井手浦川2	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面60に示す区域のとおり）	土石流
井手浦川1	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面61に示す区域のとおり）	土石流
立花川3	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面62に示す区域のとおり）	土石流
立花川2	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面63に示す区域のとおり）	土石流
井手浦	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面64に示す区域のとおり）	土石流
立花川1	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面65に示す区域のとおり）	土石流
東谷川20	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面66に示す区域のとおり）	土石流
東谷川19	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面67に示す区域のとおり）	土石流

東谷川18	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面68に示す区域のとおり）	土石流
東谷川17	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面69に示す区域のとおり）	土石流
東谷川16	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面70に示す区域のとおり）	土石流
吉原川2	北九州市小倉南区大字頂吉（別紙図面71に示す区域のとおり）	土石流
吉原川1	北九州市小倉南区大字頂吉（別紙図面72に示す区域のとおり）	土石流
東谷川21	北九州市小倉南区大字小森及び大字呼野（別紙図面73に示す区域のとおり）	土石流
東谷川15	北九州市小倉南区大字市丸（別紙図面74に示す区域のとおり）	土石流
東谷川11	北九州市小倉南区大字木下（別紙図面75に示す区域のとおり）	土石流
東谷川12	北九州市小倉南区大字木下（別紙図面76に示す区域のとおり）	土石流
東谷川13	北九州市小倉南区大字木下（別紙図面77に示す区域のとおり）	土石流
東谷川14	北九州市小倉南区大字木下及び大字市丸（別紙図面78に示す区域のとおり）	土石流
タカトリ川5	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面79に示す区域のとおり）	土石流
タカトリ川4	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面80に示す区域のとおり）	土石流
タカトリ川3	北九州市小倉南区大字春吉及び大字道原（別紙図面81に示す区域のとおり）	土石流
タカトリ川2	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面82に示す区域のとおり）	土石流
タカトリ川1	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面83に示す区域のとおり）	土石流
紫川11	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面84に示す区域のとおり）	土石流
紫川10	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面85に示す区域のとおり）	土石流
紫川9	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面86に示す区域のとおり）	土石流

紫川8	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面87に示す区域のとおり）	土石流
井手ヶ原	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面88に示す区域のとおり）	土石流
細川5	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面89に示す区域のとおり）	土石流
細川	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面90に示す区域のとおり）	土石流
滝の口川3	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面91に示す区域のとおり）	土石流
滝の口川1	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面92に示す区域のとおり）	土石流
細川4	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面93に示す区域のとおり）	土石流
細川3	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面94に示す区域のとおり）	土石流
細川2	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面95に示す区域のとおり）	土石流
細川1	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面96に示す区域のとおり）	土石流
紫川7	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面97に示す区域のとおり）	土石流
紫川6	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面98に示す区域のとおり）	土石流
紫川5	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面99に示す区域のとおり）	土石流
東谷川4	北九州市小倉南区大字石原町及び大字高津尾（別紙図面100に示す区域のとおり）	土石流
東谷川5	北九州市小倉南区大字石原町及び大字高津尾（別紙図面101に示す区域のとおり）	土石流
東谷川6	北九州市小倉南区大字石原町（別紙図面102に示す区域のとおり）	土石流
東谷川7	北九州市小倉南区大字石原町（別紙図面103に示す区域のとおり）	土石流
石原川	北九州市小倉南区大字石原町（別紙図面104に示す区域のとおり）	土石流
東谷川8	北九州市小倉南区大字石原町（別紙図面105に示す区域のとおり）	土石流

東谷川9	北九州市小倉南区大字石原町（別紙図面106に示す区域のとおり）	土石流
紫川15	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面107に示す区域のとおり）	土石流
紫川14	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面108に示す区域のとおり）	土石流
紫川13	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面109に示す区域のとおり）	土石流
紫川12	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面110に示す区域のとおり）	土石流
紫川4	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面111に示す区域のとおり）	土石流
トトロ川	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面112に示す区域のとおり）	土石流
東谷川2	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面113に示す区域のとおり）	土石流
東谷川3	北九州市小倉南区大字高津尾及び大字母原（別紙図面114に示す区域のとおり）	土石流
東谷川1	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面115に示す区域のとおり）	土石流
加用川	北九州市小倉南区大字徳吉（別紙図面116に示す区域のとおり）	土石流
紫川16	北九州市小倉南区徳吉東3丁目（別紙図面117に示す区域のとおり）	土石流
山本川	北九州市小倉南区大字山本及び大字春吉（別紙図面118に示す区域のとおり）	土石流
合馬川10	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面119に示す区域のとおり）	土石流
合馬川9	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面120に示す区域のとおり）	土石流
合馬川8	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面121に示す区域のとおり）	土石流
合馬川支流	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面122に示す区域のとおり）	土石流
原川	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面123に示す区域のとおり）	土石流
合馬川7	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面124に示す区域のとおり）	土石流

合馬川6	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面125に示す区域のとおり）	土石流
合馬川5	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面126に示す区域のとおり）	土石流
鍋河内川	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面127に示す区域のとおり）	土石流
合馬川4	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面128に示す区域のとおり）	土石流
合馬川3	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面129に示す区域のとおり）	土石流
合馬川2	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面130に示す区域のとおり）	土石流
路木川4	北九州市小倉南区大字合馬及び辻三（別紙図面131に示す区域のとおり）	土石流
辻の蔵川3	北九州市小倉南区大字辻三及び大字田代（別紙図面132に示す区域のとおり）	土石流
辻の蔵川2	北九州市小倉南区大字辻三及び大字長行（別紙図面133に示す区域のとおり）	土石流
辻の蔵川4	北九州市小倉南区大字辻三（別紙図面134に示す区域のとおり）	土石流
路木川3	北九州市小倉南区大字辻三（別紙図面135に示す区域のとおり）	土石流
路木川1	北九州市小倉南区大字辻三（別紙図面136に示す区域のとおり）	土石流
狸川-2	北九州市小倉南区大字辻三（別紙図面137に示す区域のとおり）	土石流
平原川	北九州市小倉南区大字田代及び高野4丁目（別紙図面138に示す区域のとおり）	土石流
長行山田川1	北九州市小倉南区大字田代及び高野6丁目（別紙図面139に示す区域のとおり）	土石流
長行山田川2	北九州市小倉南区大字田代、高野5丁目及び6丁目（別紙図面140に示す区域のとおり）	土石流
狸川-1	北九州市小倉南区大字田代及び大字辻三（別紙図面141に示す区域のとおり）	土石流
中の谷川	北九州市小倉南区大字田代及び大字辻三（別紙図面142に示す区域のとおり）	土石流
船板川	北九州市小倉南区大字田代及び大字辻三（別紙図面143に示す区域のとおり）	土石流

路木川2	北九州市小倉南区大字田代及び大字辻三（別紙図面144に示す区域のとおり）	土石流
辻の蔵川1	北九州市小倉南区大字長行（別紙図面145に示す区域のとおり）	土石流
合馬川1	北九州市小倉南区大字長行、徳吉南3丁目及び4丁目（別紙図面146に示す区域のとおり）	土石流
長行山田川	北九州市小倉南区大字田代及び高野5丁目（別紙図面147に示す区域のとおり）	土石流
蒲生谷	北九州市小倉南区蒲生1丁目、2丁目及び大字蒲生（別紙図面148に示す区域のとおり）	土石流
紫川1	北九州市小倉南区蒲生1丁目、2丁目及び大字蒲生（別紙図面149に示す区域のとおり）	土石流
紫川2	北九州市小倉南区蒲生4丁目及び大字蒲生（別紙図面150に示す区域のとおり）	土石流
紫川3	北九州市小倉南区蒲生4丁目及び大字蒲生（別紙図面151に示す区域のとおり）	土石流
安部山	北九州市小倉南区安部山及び湯川3丁目（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下吉田4丁目(b)-1	北九州市小倉南区下吉田4丁目及び大字吉田（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下吉田4丁目(b)-2	北九州市小倉南区下吉田4丁目及び大字吉田（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下吉田4丁目(b)-3	北九州市小倉南区下吉田4丁目及び大字吉田（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下吉田4丁目(b)-4	北九州市小倉南区下吉田4丁目及び大字吉田（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下吉田4丁目(a)	北九州市小倉南区下吉田3丁目及び4丁目（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下吉田2丁目(b)	北九州市小倉南区下吉田2丁目及び大字吉田（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下吉田2丁目(a)	北九州市小倉南区下吉田2丁目及び大字吉田（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網東6丁目	北九州市小倉南区朽網東6丁目及び大字朽網（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網(a)	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網(c)	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

朽網(b)-1	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網(b)-2	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網(b)-3	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網東3丁目(a)-1	北九州市小倉南区朽網東3丁目及び大字朽網（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網東3丁目(a)-2	北九州市小倉南区朽網東3丁目及び大字朽網（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網東1丁目(a)	北九州市小倉南区朽網東1丁目（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網東1丁目(e)	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網東1丁目(d)-1	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網東1丁目(d)-2	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網東1丁目(c)	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網東1丁目(b)	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網西4丁目(b)	北九州市小倉南区朽網西3丁目、4丁目及び大字朽網（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
朽網西5丁目	北九州市小倉南区朽網西5丁目（別紙図面175に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
貫(a)-1	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
貫(b)-2	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面177に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
貫(b)-1	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面178に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
貫(c)	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面179に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上貫3丁目(a)	北九州市小倉南区上貫3丁目及び大字貫（別紙図面180に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上貫3丁目(b)	北九州市小倉南区上貫3丁目及び大字貫（別紙図面181に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

長野東町	北九州市小倉南区津田南町及び長野東町（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
津田南町	北九州市小倉南区津田南町及び長野東町（別紙図面183に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
貫(c)-1	北九州市小倉南区大字貫及び大字長野（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
貫(c)-2	北九州市小倉南区大字貫及び大字長野（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長野(a)	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長野(c)-1	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面187に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長野(c)-2	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面188に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長野(b)-1	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面189に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長野(b)-2	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面190に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長野(b)-3	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面191に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
堀越	北九州市小倉南区大字堀越（別紙図面192に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
守恒	北九州市小倉南区守恒1丁目（別紙図面193に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
守恒本町2丁目	北九州市小倉南区守恒本町2丁目、守恒2丁目、4丁目及び企救丘6丁目（別紙図面194に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳力7丁目(a)	北九州市小倉南区徳力5丁目、6丁目、7丁目及び大字志井（別紙図面195に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳力7丁目(b)	北九州市小倉南区徳力7丁目、志井3丁目及び大字志井（別紙図面196に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
志井鷹羽台	北九州市小倉南区志井鷹羽台及び大字志井（別紙図面197に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
志井(d)	北九州市小倉南区大字志井及び大字堀越（別紙図面198に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
志井(a)	北九州市小倉南区大字志井及び大字母原（別紙図面199に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

母原(a)	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面200に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
母原(b)-1	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面201に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
母原(b)-2	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面202に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
母原(c)-1	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面203に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
母原(c)-2	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面204に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井手浦(b)-1	北九州市小倉南区大字井手浦及び大字新道寺（別紙図面205に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井手浦(b)-2	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面206に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井手浦(c)	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面207に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井手浦(d)	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面208に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
井手浦(a)	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面209に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
呼野(b)	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面210に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
呼野(a)-2	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面211に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
呼野(a)-1	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面212に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
呼野	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面213に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
呼野(b)	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面214に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
呼野(e)	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面215に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
頂吉(e)	北九州市小倉南区大字頂吉（別紙図面216に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
頂吉(h)	北九州市小倉南区大字頂吉（別紙図面217に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市丸(c)	北九州市小倉南区大字市丸（別紙図面218に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

市丸(c)-1	北九州市小倉南区大字市丸（別紙図面219に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市丸(c)-2	北九州市小倉南区大字市丸（別紙図面220に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市丸(a)-1	北九州市小倉南区大字市丸（別紙図面221に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市丸(a)	北九州市小倉南区大字市丸（別紙図面222に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市丸(c)-3	北九州市小倉南区大字市丸（別紙図面223に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
市丸(b)	北九州市小倉南区大字市丸（別紙図面224に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
横山	北九州市小倉南区大字木下（別紙図面225に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春吉(e)	北九州市小倉南区大字春吉及び大字道原（別紙図面226に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(a)-1	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面227に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(a)-2	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面228に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(b)-1	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面229に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(b)-2	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面230に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(d)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面231に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(e)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面232に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(f)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面233に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(n)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面234に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(p)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面235に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(y)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面236に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
頂吉(i)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面237に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

頂吉(b)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面238に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
頂吉(a)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面239に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(q)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面240に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(r)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面241に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(m)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面242に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(r1)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面243に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(k)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面244に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(j)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面245に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(i)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面246に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(h)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面247に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(h1)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面248に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(h2)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面249に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
道原(g)	北九州市小倉南区大字道原（別紙図面250に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石原町(e)	北九州市小倉南区大字石原町（別紙図面251に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石原町(a)	北九州市小倉南区大字石原町（別紙図面252に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石原町(b)	北九州市小倉南区大字石原町（別紙図面253に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石原町(c)	北九州市小倉南区大字石原町（別紙図面254に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石原町(d)	北九州市小倉南区大字道原及び大字新道寺（別紙図面255に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東春吉-1	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面256に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

東春吉-2	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面257に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春吉(a)	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面258に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春吉(b)	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面259に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春吉(h)	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面260に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春吉(c)	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面261に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春吉(d)	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面262に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春吉(f)	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面263に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春吉(i)	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面264に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春吉(j)	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面265に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
春吉(k)	北九州市小倉南区大字春吉（別紙図面266に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高津尾(a)	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面267に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳吉(e)-1	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面268に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳吉(e)-2	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面269に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳吉(g)	北九州市小倉南区大字高津尾及び大字志井（別紙図面270に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高津尾(h)	北九州市小倉南区大字高津尾、大字石原町及び大字母原（別紙図面271に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高津尾(g)	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面272に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高津尾(f)	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面273に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高津尾(d)	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面274に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高津尾(c)	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面275に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

徳吉(a)	北九州市小倉南区大字徳吉（別紙図面276に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳吉(c)	北九州市小倉南区大字徳吉（別紙図面277に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳吉(d)	北九州市小倉南区大字徳吉及び大字高津尾（別紙図面278に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳吉東3丁目(c)-1	北九州市小倉南区徳吉東3丁目、志井3丁目、大字志井及び大字徳吉（別紙図面279に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳吉東3丁目(c)-2	北九州市小倉南区徳吉東3丁目及び大字徳吉（別紙図面280に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
徳吉東3丁目(c)-3	北九州市小倉南区徳吉東3丁目及び大字徳吉（別紙図面281に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山本(b)	北九州市小倉南区大字山本（別紙図面282に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山本(c)	北九州市小倉南区大字山本（別紙図面283に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山本(a)	北九州市小倉南区大字山本（別紙図面284に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
山本(e)	北九州市小倉南区大字山本（別紙図面285に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鏡池	北九州市小倉南区大字山本（別紙図面286に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
本村	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面287に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合馬(d)-3	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面288に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合馬(d)-2	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面289に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合馬(d)-1	北九州市小倉南区大字合馬及び大字辻三（別紙図面290に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合馬(e)	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面291に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
屋敷	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面292に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合馬(f)	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面293に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合馬(g)	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面294に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

合馬(h)	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面295に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合馬(i)-1	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面296に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合馬(i)-2	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面297に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合馬(a)	北九州市小倉南区大字合馬、徳吉南3丁目、4丁目及び大字長行（別紙図面298に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
辻三(a)	北九州市小倉南区大字辻三（別紙図面299に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
辻三(b)	北九州市小倉南区大字辻三（別紙図面300に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長行(c)	北九州市小倉南区大字長行（別紙図面301に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長行(b)	北九州市小倉南区大字長行及び長行西2丁目（別紙図面302に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長行(a)	北九州市小倉南区大字長行及び長行西2丁目（別紙図面303に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長尾3丁目	北九州市小倉南区大字長行及び長尾3丁目（別紙図面304に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
長行西1丁目	北九州市小倉南区大字長行及び長尾3丁目（別紙図面305に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高野5丁目	北九州市小倉南区大字田代、高野4丁目及び5丁目（別紙図面306に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高野4丁目(a)	北九州市小倉南区大字田代及び高野4丁目（別紙図面307に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高野4丁目(b)	北九州市小倉南区大字田代及び高野4丁目（別紙図面308に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
高野4丁目(c)	北九州市小倉南区大字田代及び高野4丁目（別紙図面309に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下南方2丁目(a)	北九州市小倉南区大字蒲生及び下南方1丁目（別紙図面310に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下南方2丁目(b)-2	北九州市小倉南区大字蒲生及び下南方1丁目（別紙図面311に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
下南方2丁目(b)-1	北九州市小倉南区大字蒲生及び下南方1丁目（別紙図面312に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲生4丁目(b)	北九州市小倉南区大字蒲生及び蒲生4丁目（別紙図面313に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

蒲生4丁目(c)	北九州市小倉南区大字蒲生及び蒲生4丁目（別紙図面314に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲生2丁目(c)	北九州市小倉南区大字蒲生及び蒲生2丁目（別紙図面315に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲生2丁目(a)	北九州市小倉南区大字蒲生及び蒲生2丁目（別紙図面316に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
蒲生4丁目(a)	北九州市小倉南区大字蒲生、蒲生2丁目及び4丁目（別紙図面317に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
合馬(1)	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面318に示す区域のとおり）	地滑り
合馬(2)	北九州市小倉南区大字合馬及び大字道原（別紙図面319に示す区域のとおり）	地滑り
母原	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面320に示す区域のとおり）	地滑り
宇土	北九州市小倉南区朽網東5丁目（別紙図面321に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1769号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小原川	北九州市小倉南区湯川3丁目、4丁目、5丁目及び安部山（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり

安部山	北九州市小倉南区安部山、葛原1丁目、2丁目、3丁目、上葛原1丁目、湯川5丁目及び湯川新町4丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
湯川	北九州市小倉南区湯川3丁目、4丁目及び安部山（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
葛原川	北九州市小倉南区葛原1丁目、3丁目、4丁目、5丁目、葛原本町1丁目、2丁目、3丁目及び大字葛原（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
山寺川2	北九州市小倉南区葛原高松1丁目、2丁目、葛原本町3丁目及び大字葛原（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
新手川	北九州市小倉南区沼緑町2丁目、葛原高松1丁目、葛原本町5丁目及び大字葛原（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
沼川-2	北九州市小倉南区沼緑町3丁目、4丁目、沼本町2丁目、大字葛原及び大字沼（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
沼川-1	北九州市小倉南区沼緑町3丁目、4丁目、沼本町2丁目、大字葛原及び大字沼（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
吉田川1	北九州市小倉南区中吉田1丁目、3丁目、6丁目、吉田にれの木坂1丁目及び大字吉田（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり

吉田川3	北九州市小倉南区吉田6丁目、中吉田1丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び大字吉田（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面11に記載する表のとおり
竹馬川4	北九州市小倉南区下吉田1丁目、3丁目、4丁目、吉田2丁目、中吉田4丁目、5丁目及び大字吉田（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
竹馬川3	北九州市小倉南区下吉田3丁目、4丁目及び大字吉田（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
竹馬川2	北九州市小倉南区下吉田1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、中吉田5丁目及び大字吉田（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
竹馬川1	北九州市小倉南区下吉田2丁目及び大字吉田（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
朽網川5	北九州市小倉南区朽網東3丁目及び大字朽網（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
朽網川4	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
朽網川3	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
朽網川2	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面19に記載する表のとおり
貫18	北九州市小倉南区大字貫及び大字朽網（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面20に記載する表のとおり

中貫川	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面21に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面21に記載 する表のとおり
上貫川2	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面22に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面22に記載 する表のとおり
上貫川1	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面23に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面23に記載 する表のとおり
貫15	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面24に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面24に記載 する表のとおり
貫14	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面25に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面25に記載 する表のとおり
貫13	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面26に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面26に記載 する表のとおり
貫12	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面27に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面27に記載 する表のとおり
貫11	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面28に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面28に記載 する表のとおり
貫10	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面29に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面29に記載 する表のとおり
貫19	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面30に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面30に記載 する表のとおり
貫9	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面31に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面31に記載 する表のとおり
貫7	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面32に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面32に記載 する表のとおり
貫6	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面33に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面33に記載 する表のとおり

貫5	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面34に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面34に記載 する表のとおり
貫4	北九州市小倉南区大字貫 (別紙図面35に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面35に記載 する表のとおり
貫3	北九州市小倉南区大字貫及 び上貫3丁目(別紙図面36 に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面36に記載 する表のとおり
貫2	北九州市小倉南区大字貫、 上貫3丁目及び西貫2丁目 (別紙図面37に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面37に記載 する表のとおり
貫20	北九州市小倉南区西貫1丁 目、2丁目、上貫3丁目及 び大字貫(別紙図面38に示 す区域のとおり)	土石流	別紙図面38に記載 する表のとおり
貫1	北九州市小倉南区西貫1丁 目、2丁目、上貫3丁目及 び大字貫(別紙図面39に示 す区域のとおり)	土石流	別紙図面39に記載 する表のとおり
長野川3	北九州市小倉南区西貫1丁 目、長野東町、大字貫及び 大字長野(別紙図面40に示 す区域のとおり)	土石流	別紙図面40に記載 する表のとおり
長野川2	北九州市小倉南区大字長野 (別紙図面41に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面41に記載 する表のとおり
長野	北九州市小倉南区大字長野 (別紙図面42に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面42に記載 する表のとおり
横代川	北九州市小倉南区大字横代 (別紙図面43に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面43に記載 する表のとおり
稗田川1	北九州市小倉南区大字堀越 (別紙図面44に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面44に記載 する表のとおり

隠蓑	北九州市小倉南区隠蓑、石田南2丁目、3丁目及び大字横代（別紙図面45に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面45に記載する表のとおり
志井川	北九州市小倉南区大字志井（別紙図面46に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面46に記載する表のとおり
母原川5	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面47に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面47に記載する表のとおり
母原川4	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面48に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面48に記載する表のとおり
母原川3	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面49に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面49に記載する表のとおり
母原川2	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面50に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面50に記載する表のとおり
母原川1	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面51に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面51に記載する表のとおり
奥畑川	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面52に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面52に記載する表のとおり
畑川2	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面53に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面53に記載する表のとおり
畑川1	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面54に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面54に記載する表のとおり
茶屋川	北九州市小倉南区大字志井、大字母原、大字新道寺及び大字堀越（別紙図面55に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面55に記載する表のとおり
東谷川10	北九州市小倉南区大字新道寺（別紙図面56に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面56に記載する表のとおり

新道寺	北九州市小倉南区大字新道寺及び大字木下（別紙図面57に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面57に記載する表のとおり
井手浦川3	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面58に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面58に記載する表のとおり
井手浦川3-1	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面59に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面59に記載する表のとおり
井手浦川2	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面60に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面60に記載する表のとおり
井手浦川1	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面61に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面61に記載する表のとおり
立花川3	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面62に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面62に記載する表のとおり
立花川2	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面63に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面63に記載する表のとおり
井手浦	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面64に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面64に記載する表のとおり
立花川1	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面65に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面65に記載する表のとおり
東谷川20	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面66に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面66に記載する表のとおり
東谷川19	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面67に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面67に記載する表のとおり
東谷川18	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面68に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面68に記載する表のとおり
東谷川17	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面69に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面69に記載する表のとおり

東谷川16	北九州市小倉南区大字呼野 (別紙図面70に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面70に記載 する表のとおり
吉原川2	北九州市小倉南区大字頂吉 (別紙図面71に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面71に記載 する表のとおり
吉原川1	北九州市小倉南区大字頂吉 (別紙図面72に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面72に記載 する表のとおり
東谷川21	北九州市小倉南区大字小森 及び大字呼野(別紙図面73 に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面73に記載 する表のとおり
東谷川15	北九州市小倉南区大字市丸 (別紙図面74に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面74に記載 する表のとおり
東谷川11	北九州市小倉南区大字木下 (別紙図面75に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面75に記載 する表のとおり
東谷川12	北九州市小倉南区大字木下 (別紙図面76に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面76に記載 する表のとおり
東谷川13	北九州市小倉南区大字木下 (別紙図面77に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面77に記載 する表のとおり
東谷川14	北九州市小倉南区大字木下 及び大字市丸(別紙図面78 に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面78に記載 する表のとおり
タカトリ川5	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面79に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面79に記載 する表のとおり
タカトリ川4	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面80に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面80に記載 する表のとおり
タカトリ川3	北九州市小倉南区大字春吉 及び大字道原(別紙図面81 に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面81に記載 する表のとおり
タカトリ川2	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面82に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面82に記載 する表のとおり

タカトリ川1	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面83に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面83に記載 する表のとおり
紫川11	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面84に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面84に記載 する表のとおり
紫川10	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面85に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面85に記載 する表のとおり
紫川9	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面86に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面86に記載 する表のとおり
紫川8	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面87に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面87に記載 する表のとおり
井手ヶ原	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面88に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面88に記載 する表のとおり
細川5	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面89に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面89に記載 する表のとおり
細川	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面90に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面90に記載 する表のとおり
滝の口川3	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面91に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面91に記載 する表のとおり
滝の口川1	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面92に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面92に記載 する表のとおり
細川4	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面93に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面93に記載 する表のとおり
細川3	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面94に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面94に記載 する表のとおり
細川2	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面95に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面95に記載 する表のとおり

細川 1	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面96に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面96に記載 する表のとおり
紫川 7	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面97に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面97に記載 する表のとおり
紫川 6	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面98に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面98に記載 する表のとおり
紫川 5	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面99に示す区域の とおり)	土石流	別紙図面99に記載 する表のとおり
東谷川 4	北九州市小倉南区大字石原 町及び大字高津尾(別紙 図面100に示す区域のと おり)	土石流	別紙図面100に記 載する表のとおり
東谷川 5	北九州市小倉南区大字石原 町及び大字高津尾(別紙 図面101に示す区域のと おり)	土石流	別紙図面101に記 載する表のとおり
東谷川 6	北九州市小倉南区大字石原 町(別紙図面102に示す区 域のとおり)	土石流	別紙図面102に記 載する表のとおり
東谷川 7	北九州市小倉南区大字石原 町(別紙図面103に示す区 域のとおり)	土石流	別紙図面103に記 載する表のとおり
東谷川 8	北九州市小倉南区大字石原 町(別紙図面105に示す区 域のとおり)	土石流	別紙図面105に記 載する表のとおり
東谷川 9	北九州市小倉南区大字石原 町(別紙図面106に示す区 域のとおり)	土石流	別紙図面106に記 載する表のとおり
紫川15	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面107に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面107に記 載する表のとおり
紫川14	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面108に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面108に記 載する表のとおり

紫川13	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面109に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面109に記 載する表のとおり
紫川12	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面110に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面110に記 載する表のとおり
紫川 4	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面111に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面111に記 載する表のとおり
トトロ川	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面112に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面112に記 載する表のとおり
東谷川 2	北九州市小倉南区大字高津 尾(別紙図面113に示す区 域のとおり)	土石流	別紙図面113に記 載する表のとおり
東谷川 3	北九州市小倉南区大字高津 尾及び大字母原(別紙図面 114に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面114に記 載する表のとおり
東谷川 1	北九州市小倉南区大字高津 尾(別紙図面115に示す区 域のとおり)	土石流	別紙図面115に記 載する表のとおり
加用川	北九州市小倉南区大字徳吉 (別紙図面116に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面116に記 載する表のとおり
紫川16	北九州市小倉南区徳吉東3 丁目(別紙図面117に示す 区域のとおり)	土石流	別紙図面117に記 載する表のとおり
山本川	北九州市小倉南区大字山本 及び大字春吉(別紙図面 118に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面118に記 載する表のとおり
合馬川10	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面119に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面119に記 載する表のとおり
合馬川 9	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面120に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面120に記 載する表のとおり
合馬川 8	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面121に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面121に記 載する表のとおり

合馬川支流	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面122に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面122に記 載する表のとおり
原川	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面123に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面123に記 載する表のとおり
合馬川7	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面124に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面124に記 載する表のとおり
合馬川6	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面125に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面125に記 載する表のとおり
合馬川5	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面126に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面126に記 載する表のとおり
鍋河内川	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面127に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面127に記 載する表のとおり
合馬川4	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面128に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面128に記 載する表のとおり
合馬川3	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面129に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面129に記 載する表のとおり
合馬川2	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面130に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面130に記 載する表のとおり
路木川4	北九州市小倉南区大字合馬 及び辻三(別紙図面131に 示す区域のとおり)	土石流	別紙図面131に記 載する表のとおり
辻の蔵川3	北九州市小倉南区大字辻三 及び大字田代(別紙図面 132に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面132に記 載する表のとおり
辻の蔵川2	北九州市小倉南区大字辻三 及び大字長行(別紙図面 133に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面133に記 載する表のとおり
辻の蔵川4	北九州市小倉南区大字辻三 (別紙図面134に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面134に記 載する表のとおり

路木川3	北九州市小倉南区大字辻三 (別紙図面135に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面135に記 載する表のとおり
路木川1	北九州市小倉南区大字辻三 (別紙図面136に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面136に記 載する表のとおり
狸川-2	北九州市小倉南区大字辻三 (別紙図面137に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面137に記 載する表のとおり
平原川	北九州市小倉南区大字田代 及び高野4丁目(別紙図面 138に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面138に記 載する表のとおり
長行山田川1	北九州市小倉南区大字田代 及び高野6丁目(別紙図面 139に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面139に記 載する表のとおり
長行山田川2	北九州市小倉南区大字田代、 高野5丁目及び6丁目 (別紙図面140に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面140に記 載する表のとおり
狸川-1	北九州市小倉南区大字田代 及び大字辻三(別紙図面 141に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面141に記 載する表のとおり
中の谷川	北九州市小倉南区大字田代 及び大字辻三(別紙図面 142に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面142に記 載する表のとおり
船板川	北九州市小倉南区大字田代 及び大字辻三(別紙図面 143に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面143に記 載する表のとおり
路木川2	北九州市小倉南区大字田代 及び大字辻三(別紙図面 144に示す区域のとおり)	土石流	別紙図面144に記 載する表のとおり
辻の蔵川1	北九州市小倉南区大字長行 (別紙図面145に示す区域 のとおり)	土石流	別紙図面145に記 載する表のとおり
合馬川1	北九州市小倉南区大字長行、 徳吉南3丁目及び4丁 目(別紙図面146に示す区 域のとおり)	土石流	別紙図面146に記 載する表のとおり

長行山田川	北九州市小倉南区大字田代及び高野5丁目（別紙図面147に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面147に記載する表のとおり
蒲生谷	北九州市小倉南区蒲生1丁目、2丁目及び大字蒲生（別紙図面148に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面148に記載する表のとおり
紫川1	北九州市小倉南区蒲生1丁目、2丁目及び大字蒲生（別紙図面149に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面149に記載する表のとおり
紫川2	北九州市小倉南区蒲生4丁目及び大字蒲生（別紙図面150に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面150に記載する表のとおり
安部山	北九州市小倉南区安部山及び湯川3丁目（別紙図面152に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面152に記載する表のとおり
下吉田4丁目(b)-1	北九州市小倉南区下吉田4丁目及び大字吉田（別紙図面153に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面153に記載する表のとおり
下吉田4丁目(b)-2	北九州市小倉南区下吉田4丁目及び大字吉田（別紙図面154に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面154に記載する表のとおり
下吉田4丁目(b)-3	北九州市小倉南区下吉田4丁目及び大字吉田（別紙図面155に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面155に記載する表のとおり
下吉田4丁目(b)-4	北九州市小倉南区下吉田4丁目及び大字吉田（別紙図面156に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面156に記載する表のとおり
下吉田4丁目(a)	北九州市小倉南区下吉田3丁目及び4丁目（別紙図面157に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面157に記載する表のとおり
下吉田2丁目(b)	北九州市小倉南区下吉田2丁目及び大字吉田（別紙図面158に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面158に記載する表のとおり

下吉田2丁目(a)	北九州市小倉南区下吉田2丁目及び大字吉田（別紙図面159に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面159に記載する表のとおり
朽網東6丁目	北九州市小倉南区朽網東6丁目及び大字朽網（別紙図面160に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面160に記載する表のとおり
朽網(a)	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面161に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面161に記載する表のとおり
朽網(c)	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面162に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面162に記載する表のとおり
朽網(b)-1	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面163に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面163に記載する表のとおり
朽網(b)-2	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面164に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面164に記載する表のとおり
朽網(b)-3	北九州市小倉南区大字朽網（別紙図面165に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面165に記載する表のとおり
朽網東3丁目(a)-1	北九州市小倉南区朽網東3丁目及び大字朽網（別紙図面166に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面166に記載する表のとおり
朽網東3丁目(a)-2	北九州市小倉南区朽網東3丁目及び大字朽網（別紙図面167に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面167に記載する表のとおり
朽網東1丁目(a)	北九州市小倉南区朽網東1丁目（別紙図面168に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面168に記載する表のとおり
朽網東1丁目(e)	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面169に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面169に記載する表のとおり

朽網東1丁目(d)-1	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面170に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面170に記載する表のとおり
朽網東1丁目(d)-2	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面171に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面171に記載する表のとおり
朽網東1丁目(c)	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面172に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面172に記載する表のとおり
朽網東1丁目(b)	北九州市小倉南区朽網東1丁目及び大字朽網（別紙図面173に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面173に記載する表のとおり
朽網西4丁目(b)	北九州市小倉南区朽網西3丁目、4丁目及び大字朽網（別紙図面174に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面174に記載する表のとおり
貫(a)-1	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面176に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面176に記載する表のとおり
貫(b)-2	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面177に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面177に記載する表のとおり
貫(b)-1	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面178に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面178に記載する表のとおり
貫(c)	北九州市小倉南区大字貫（別紙図面179に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面179に記載する表のとおり
上貫3丁目(a)	北九州市小倉南区上貫3丁目及び大字貫（別紙図面180に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面180に記載する表のとおり
上貫3丁目(b)	北九州市小倉南区上貫3丁目及び大字貫（別紙図面181に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面181に記載する表のとおり

長野東町	北九州市小倉南区津田南町及び長野東町（別紙図面182に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面182に記載する表のとおり
津田南町	北九州市小倉南区津田南町及び長野東町（別紙図面183に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面183に記載する表のとおり
貫(c)-1	北九州市小倉南区大字貫及び大字長野（別紙図面184に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面184に記載する表のとおり
貫(c)-2	北九州市小倉南区大字貫及び大字長野（別紙図面185に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面185に記載する表のとおり
長野(a)	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面186に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面186に記載する表のとおり
長野(c)-1	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面187に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面187に記載する表のとおり
長野(c)-2	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面188に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面188に記載する表のとおり
長野(b)-1	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面189に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面189に記載する表のとおり
長野(b)-2	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面190に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面190に記載する表のとおり
長野(b)-3	北九州市小倉南区大字長野（別紙図面191に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面191に記載する表のとおり
堀越	北九州市小倉南区大字堀越（別紙図面192に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面192に記載する表のとおり
守恒	北九州市小倉南区守恒1丁目（別紙図面193に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面193に記載する表のとおり

守恒本町2丁目	北九州市小倉南区守恒本町2丁目、守恒2丁目、4丁目及び企救丘6丁目（別紙図面194に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面194に記載する表のとおり
徳力7丁目(a)	北九州市小倉南区徳力5丁目、6丁目、7丁目及び大字志井（別紙図面195に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面195に記載する表のとおり
徳力7丁目(b)	北九州市小倉南区徳力7丁目、志井3丁目及び大字志井（別紙図面196に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面196に記載する表のとおり
志井鷹羽台	北九州市小倉南区志井鷹羽台及び大字志井（別紙図面197に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面197に記載する表のとおり
志井(d)	北九州市小倉南区大字志井及び大字堀越（別紙図面198に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面198に記載する表のとおり
志井(a)	北九州市小倉南区大字志井及び大字母原（別紙図面199に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面199に記載する表のとおり
母原(a)	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面200に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面200に記載する表のとおり
母原(b)-1	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面201に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面201に記載する表のとおり
母原(b)-2	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面202に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面202に記載する表のとおり
母原(c)-1	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面203に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面203に記載する表のとおり
母原(c)-2	北九州市小倉南区大字母原（別紙図面204に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面204に記載する表のとおり

井手浦(b)-1	北九州市小倉南区大字井手浦及び大字新道寺（別紙図面205に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面205に記載する表のとおり
井手浦(b)-2	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面206に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面206に記載する表のとおり
井手浦(c)	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面207に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面207に記載する表のとおり
井手浦(d)	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面208に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面208に記載する表のとおり
井手浦(a)	北九州市小倉南区大字井手浦（別紙図面209に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面209に記載する表のとおり
呼野(b)	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面210に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面210に記載する表のとおり
呼野(a)-2	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面211に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面211に記載する表のとおり
呼野(a)-1	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面212に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面212に記載する表のとおり
呼野	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面213に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面213に記載する表のとおり
呼野(b)	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面214に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面214に記載する表のとおり
呼野(e)	北九州市小倉南区大字呼野（別紙図面215に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面215に記載する表のとおり
頂吉(e)	北九州市小倉南区大字頂吉（別紙図面216に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面216に記載する表のとおり
頂吉(h)	北九州市小倉南区大字頂吉（別紙図面217に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面217に記載する表のとおり

市丸(c)	北九州市小倉南区大字市丸 (別紙図面218に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面218に記 載する表のとおり
市丸(c)-1	北九州市小倉南区大字市丸 (別紙図面219に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面219に記 載する表のとおり
市丸(c)-2	北九州市小倉南区大字市丸 (別紙図面220に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面220に記 載する表のとおり
市丸(a)-1	北九州市小倉南区大字市丸 (別紙図面221に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面221に記 載する表のとおり
市丸(a)	北九州市小倉南区大字市丸 (別紙図面222に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面222に記 載する表のとおり
市丸(c)-3	北九州市小倉南区大字市丸 (別紙図面223に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面223に記 載する表のとおり
市丸(b)	北九州市小倉南区大字市丸 (別紙図面224に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面224に記 載する表のとおり
横山	北九州市小倉南区大字木下 (別紙図面225に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面225に記 載する表のとおり
春吉(e)	北九州市小倉南区大字春吉 及び大字道原(別紙図面 226に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面226に記 載する表のとおり
道原(a)-1	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面227に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面227に記 載する表のとおり
道原(a)-2	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面228に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面228に記 載する表のとおり
道原(b)-1	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面229に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面229に記 載する表のとおり
道原(b)-2	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面230に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面230に記 載する表のとおり

道原(d)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面231に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面231に記 載する表のとおり
道原(e)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面232に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面232に記 載する表のとおり
道原(f)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面233に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面233に記 載する表のとおり
道原(n)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面234に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面234に記 載する表のとおり
道原(p)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面235に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面235に記 載する表のとおり
道原(y)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面236に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面236に記 載する表のとおり
頂吉(i)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面237に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面237に記 載する表のとおり
頂吉(b)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面238に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面238に記 載する表のとおり
頂吉(a)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面239に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面239に記 載する表のとおり
道原(q)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面240に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面240に記 載する表のとおり
道原(r)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面241に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面241に記 載する表のとおり
道原(m)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面242に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面242に記 載する表のとおり
道原(r1)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面243に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面243に記 載する表のとおり

道原(k)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面244に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面244に記 載する表のとおり
道原(j)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面245に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面245に記 載する表のとおり
道原(i)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面246に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面246に記 載する表のとおり
道原(h)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面247に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面247に記 載する表のとおり
道原(h1)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面248に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面248に記 載する表のとおり
道原(h2)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面249に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面249に記 載する表のとおり
道原(g)	北九州市小倉南区大字道原 (別紙図面250に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面250に記 載する表のとおり
石原町(e)	北九州市小倉南区大字石原 町(別紙図面251に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面251に記 載する表のとおり
石原町(a)	北九州市小倉南区大字石原 町(別紙図面252に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面252に記 載する表のとおり
石原町(b)	北九州市小倉南区大字石原 町(別紙図面253に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面253に記 載する表のとおり
石原町(c)	北九州市小倉南区大字石原 町(別紙図面254に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面254に記 載する表のとおり
石原町(d)	北九州市小倉南区大字道原 及び大字新道寺(別紙図面 255に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面255に記 載する表のとおり
東春吉-1	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面256に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面256に記 載する表のとおり

東春吉-2	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面257に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面257に記 載する表のとおり
春吉(a)	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面258に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面258に記 載する表のとおり
春吉(b)	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面259に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面259に記 載する表のとおり
春吉(h)	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面260に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面260に記 載する表のとおり
春吉(c)	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面261に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面261に記 載する表のとおり
春吉(d)	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面262に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面262に記 載する表のとおり
春吉(f)	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面263に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面263に記 載する表のとおり
春吉(i)	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面264に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面264に記 載する表のとおり
春吉(j)	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面265に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面265に記 載する表のとおり
春吉(k)	北九州市小倉南区大字春吉 (別紙図面266に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面266に記 載する表のとおり
高津尾(a)	北九州市小倉南区大字高津 尾(別紙図面267に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面267に記 載する表のとおり
徳吉(e)-1	北九州市小倉南区大字高津 尾(別紙図面268に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面268に記 載する表のとおり
徳吉(e)-2	北九州市小倉南区大字高津 尾(別紙図面269に示す区 域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面269に記 載する表のとおり

徳吉(g)	北九州市小倉南区大字高津尾及び大字志井（別紙図面270に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面270に記載する表のとおり
高津尾(h)	北九州市小倉南区大字高津尾、大字石原町及び大字母原（別紙図面271に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面271に記載する表のとおり
高津尾(g)	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面272に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面272に記載する表のとおり
高津尾(f)	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面273に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面273に記載する表のとおり
高津尾(d)	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面274に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面274に記載する表のとおり
高津尾(c)	北九州市小倉南区大字高津尾（別紙図面275に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面275に記載する表のとおり
徳吉(a)	北九州市小倉南区大字徳吉（別紙図面276に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面276に記載する表のとおり
徳吉(c)	北九州市小倉南区大字徳吉（別紙図面277に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面277に記載する表のとおり
徳吉(d)	北九州市小倉南区大字徳吉及び大字高津尾（別紙図面278に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面278に記載する表のとおり
徳吉東3丁目(c)-1	北九州市小倉南区徳吉東3丁目、志井3丁目、大字志井及び大字徳吉（別紙図面279に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面279に記載する表のとおり
徳吉東3丁目(c)-2	北九州市小倉南区徳吉東3丁目及び大字徳吉（別紙図面280に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面280に記載する表のとおり
徳吉東3丁目(c)-3	北九州市小倉南区徳吉東3丁目及び大字徳吉（別紙図面281に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面281に記載する表のとおり

山本(b)	北九州市小倉南区大字山本（別紙図面282に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面282に記載する表のとおり
山本(c)	北九州市小倉南区大字山本（別紙図面283に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面283に記載する表のとおり
山本(a)	北九州市小倉南区大字山本（別紙図面284に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面284に記載する表のとおり
山本(e)	北九州市小倉南区大字山本（別紙図面285に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面285に記載する表のとおり
鏡池	北九州市小倉南区大字山本（別紙図面286に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面286に記載する表のとおり
本村	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面287に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面287に記載する表のとおり
合馬(d)-3	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面288に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面288に記載する表のとおり
合馬(d)-2	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面289に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面289に記載する表のとおり
合馬(d)-1	北九州市小倉南区大字合馬及び大字辻三（別紙図面290に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面290に記載する表のとおり
合馬(e)	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面291に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面291に記載する表のとおり
屋敷	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面292に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面292に記載する表のとおり
合馬(f)	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面293に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面293に記載する表のとおり
合馬(g)	北九州市小倉南区大字合馬（別紙図面294に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面294に記載する表のとおり

合馬(h)	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面295に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面295に記 載する表のとおり
合馬(i)-1	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面296に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面296に記 載する表のとおり
合馬(i)-2	北九州市小倉南区大字合馬 (別紙図面297に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面297に記 載する表のとおり
合馬(a)	北九州市小倉南区大字合 馬、徳吉南3丁目、4丁目 及び大字長行(別紙図面 298に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面298に記 載する表のとおり
辻三(a)	北九州市小倉南区大字辻三 (別紙図面299に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面299に記 載する表のとおり
辻三(b)	北九州市小倉南区大字辻三 (別紙図面300に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面300に記 載する表のとおり
長行(c)	北九州市小倉南区大字長行 (別紙図面301に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面301に記 載する表のとおり
長行(b)	北九州市小倉南区大字長行 及び長行西2丁目(別紙 図面302に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面302に記 載する表のとおり
長行(a)	北九州市小倉南区大字長行 及び長行西2丁目(別紙 図面303に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面303に記 載する表のとおり
長尾3丁目	北九州市小倉南区大字長行 及び長尾3丁目(別紙図面 304に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面304に記 載する表のとおり
長行西1丁目	北九州市小倉南区大字長行 及び長尾3丁目(別紙図面 305に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面305に記 載する表のとおり
高野5丁目	北九州市小倉南区大字田 代、高野4丁目及び5丁目 (別紙図面306に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面306に記 載する表のとおり

高野4丁目(a)	北九州市小倉南区大字田代 及び高野4丁目(別紙図面 307に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面307に記 載する表のとおり
高野4丁目(b)	北九州市小倉南区大字田代 及び高野4丁目(別紙図面 308に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面308に記 載する表のとおり
高野4丁目(c)	北九州市小倉南区大字田代 及び高野4丁目(別紙図面 309に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面309に記 載する表のとおり
下南方2丁目(a)	北九州市小倉南区大字蒲生 及び下南方1丁目(別紙 図面310に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面310に記 載する表のとおり
下南方2丁目(b) -2	北九州市小倉南区大字蒲生 及び下南方1丁目(別紙 図面311に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面311に記 載する表のとおり
下南方2丁目(b) -1	北九州市小倉南区大字蒲生 及び下南方1丁目(別紙 図面312に示す区域のと おり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面312に記 載する表のとおり
蒲生4丁目(b)	北九州市小倉南区大字蒲生 及び蒲生4丁目(別紙図面 313に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面313に記 載する表のとおり
蒲生4丁目(c)	北九州市小倉南区大字蒲生 及び蒲生4丁目(別紙図面 314に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面314に記 載する表のとおり
蒲生2丁目(c)	北九州市小倉南区大字蒲生 及び蒲生2丁目(別紙図面 315に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面315に記 載する表のとおり
蒲生2丁目(a)	北九州市小倉南区大字蒲生 及び蒲生2丁目(別紙図面 316に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面316に記 載する表のとおり
蒲生4丁目(a)	北九州市小倉南区大字蒲 生、蒲生2丁目及び4丁目 (別紙図面317に示す区域 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別紙図面317に記 載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1770号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鈴熊(a)-1	築上郡吉富町鈴熊、土屋及び直江（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鈴熊-1	築上郡吉富町鈴熊（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鈴熊-2	築上郡吉富町鈴熊（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鈴熊(a)-2	築上郡吉富町鈴熊（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
事比羅	築上郡吉富町広津（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広津(a)	築上郡吉富町広津（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広津(b)	築上郡吉富町広津（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
御山	築上郡吉富町広津（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広津(c)	築上郡吉富町広津（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
広津(d)	築上郡吉富町広津（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
事比羅(2)	築上郡吉富町広津（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
オノ上	築上郡吉富町幸子及び築上郡上毛町新吉富村垂水（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
神揚	築上郡吉富町幸子及び築上郡上毛町新吉富村垂水（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を吉富町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1771号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鈴熊(a)-1	築上郡吉富町鈴熊、土屋及び直江（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
鈴熊-1	築上郡吉富町鈴熊（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
鈴熊(a)-2	築上郡吉富町鈴熊（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
広津(a)	築上郡吉富町広津（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
広津(b)	築上郡吉富町広津（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
御山	築上郡吉富町広津（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表のとおり
広津(c)	築上郡吉富町広津（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
広津(d)	築上郡吉富町広津（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり
事比羅(2)	築上郡吉富町広津（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
オノ上	築上郡吉富町幸子及び築上郡上毛町新吉富村垂水（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
神揚	築上郡吉富町幸子及び築上郡上毛町新吉富村垂水（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を吉富町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1772号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
虻谷	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
笹尾	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流
両川谷	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流
尻高(a)	築上郡上毛町大字吉岡（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
神揚1	築上郡上毛町大字垂水（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
垂水(a)	築上郡上毛町大字垂水（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高(b)	築上郡上毛町大字安雲及び大字尻高（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高(e)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高(c)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高(d)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥越	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高下(b)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高下(c)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

尻高(g)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺村-1	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺村-2	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高(f)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥越-1	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳥越-2	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高下(a)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高下(d)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高上(a)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高(i)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
尻高(h)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1773号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

虻谷	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
笹尾	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり
両川谷	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
尻高(a)	築上郡上毛町大字吉岡（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
神揚1	築上郡上毛町大字垂水（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
垂水(a)	築上郡上毛町大字垂水（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
尻高(b)	築上郡上毛町大字安雲及び大字尻高（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
尻高(c)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
尻高(d)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり
鳥越	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
尻高下(c)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
尻高(g)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
寺村-1	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり

寺村-2	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
尻高(f)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面17に記載する表のとおり
鳥越-2	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面19に記載する表のとおり
尻高下(d)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり
尻高上(a)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面22に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面22に記載する表のとおり
尻高(i)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面23に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面23に記載する表のとおり
尻高(h)	築上郡上毛町大字尻高（別紙図面24に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面24に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1774号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ナメラ	京都郡みやこ町犀川上高屋（別紙図面1に示す区域のとおり）	地滑り

備考 別紙図面は省略し、その図面をみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般国道	443号	前	みやま市瀬高町小川59番2先から みやま市瀬高町小川101番1先まで	16.0 ～ 33.9	189.0
			後	みやま市瀬高町小川59番2先から みやま市瀬高町小川101番1先まで	19.3 ～ 33.9	

福岡県告示第1776号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	山口橋線	前	京都郡苅田町大字上片島2201番1先から 京都郡苅田町大字上片島2204番3先まで	5.4 ～ 9.5	159.8

		後	京都郡苅田町大字上片島2201番1先から 京都郡苅田町大字上片島2204番3先まで	8.5 ～ 14.4	159.8
--	--	---	--	------------------	-------

福岡県告示第1777号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成25年11月12日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 （仮称）ミスターマックスSelect宇美店
 - 所在地 福岡県糟屋郡宇美町桜原三丁目2693番地36ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ミスターマックス	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
 - 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ミスターマックス	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
- 大規模小売店舗を新設する日
平成26年7月13日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,153平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側	90

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物西側	19

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物南東側	45.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物南東側	10.18

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ミスターマックス	午前8時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前7時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1778号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成25年11月12日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグストアモリ瀬高店

(2) 所在地 福岡県みやま市瀬高町文廣1678

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

4 大規模小売店舗を新設する日

平成26年7月13日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,350平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物西側及び南側	51

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物敷地南側	12

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	31.5

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物敷地北側	6.31

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ドラッグストアモリ	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

福岡県告示第1779号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定に基づき、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があったので、同法第6条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

届出者の氏名又は名称	大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社ミスターマックス	ミスターマックス宇美店 福岡県糟屋郡宇美町桜原三丁目2693番地36ほか

福岡県告示第1780号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字津野字平石71（次の図に示す部分に限る。）、字飛石77（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字飛石77、字平石71（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1781号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 解除に係る保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字高岳1526の2（次の図に示す部分に限る。）、字白岩1536の2、1536の3（次の図に示す部分に限る。）、1543の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1782号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町大字馬場字横枕603番3、603番5及び603番8から603番34まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

京都郡苅田町大字南原1676番地4

有限会社 めぐみ住宅

代表取締役 杉坂 正徳

福岡県告示第1783号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
特定非営利活動法人里山を考える会	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	平成25年11月1日から平成26年3月31日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成25年11月1日から平成26年3月31日まで

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

複写サービスに係る単価契約

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る

る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む
。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報

告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)

- ク 営業概要表(様式第5号)
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- コ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)
- サ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)
- シ 役員名簿(様式第9号)
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等(ただし、障害者雇用はキに掲げるもの)
- チ 返信用封筒(380円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号)092-643-3092(ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年12月9日(月曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成

27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

複写サービスに係る単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成26年3月1日から平成29年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月29日福岡県告示第117号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター 調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年1月9日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA
01	02	事務機器	AA
05	02	電気通信機器	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成24年3月26日23総セ第26600号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

（FAX）092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成25年11月26日（火）から平成25年12月19日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後3時00分まで）5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

9 入札説明会
入札説明会は行わないものとする。

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

ア 郵送する場合 平成26年1月8日（水）午後5時00分

イ 電子及び持参する場合 平成26年1月9日（木）午後4時00分

(3) 提出方法

電子入札による提出。ただし、紙入札による場合は、持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号 南棟1階

福岡県総務部総務事務センター入札室

(2) 日時

平成26年1月10日（金）午後2時00分

※紙入札者は平成26年1月10日（金）午後1時30分までに集合すること。

12 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、平成26年1月17日（金）午後2時00分に再度の入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付

又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額若しくはくじ番号の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札（電子入札書と紙入札書を同一電子入札案件において提出したときを含む。ただし、システム障害により福岡県の同意を得て、やむを得ず電子入札書と紙入札書を同一案件において提出した場合を除く。）

(4) 所定の場所（福岡県の電子入札システムのサーバを含む。）及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印（電子入札書の場合は電子署名）がなく、入札者が判明できない入札（電子入札システムの不正使用又は電子証明書の不正使用により入札した場合を含む。）

- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札（ICカード失効等により開札時に入札書が判読できない場合を含む。）
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子くじにより落札者を決定するものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

17 Summary

- (1) The name of a contract matter
The unit-price contract concerning copy service
- (2) Time Limit of Tender
4 : 00 P M on January 9, 2014
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算

機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

- ク 営業概要表（様式第5号）
- ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 役員名簿（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年12月10日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成27年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成27年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

土木情報システムに係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守業務契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借及び保守期間

平成26年3月12日から平成31年3月11日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、別途なされる政府調達案件の資格公

告に定める期間までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年1月7日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該契約を迅速かつ確実に履行できると認められる者

(3) 納入しようとする物品等が1(2)において示した入札説明書の仕様と適合していることの確認を、平成25年12月25日（水）までに得ている者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県県土整備部企画交通課

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3645

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

<p>平成25年11月26日（火）から平成25年12月16日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時00分まで</p> <p>(2) 場所 5の部局とする。</p> <p>8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 5の部局とする。</p> <p>(2) 受領期限 平成26年1月7日（火）午後5時00分</p> <p>(3) 提出方法 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。</p> <p>10 開札の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成26年1月8日（水）午前11時00分</p> <p>(2) 場所 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部技術調査室入札室（行政棟北棟6階）</p> <p>11 落札者が不在の場合の措置 開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。</p> <p>12 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。</p>	<p>ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込金額）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合</p> <p>(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。</p> <p>ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合</p> <p>13 入札の無効 次の入札は無効とする。 なお、11により再度の入札を行う場合において、下記の(1)から(8)に該当する無効入札をした者は、これに加わることができない。</p> <p>(1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正したとき。</p> <p>(2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。</p> <p>(3) 同一入札者が二以上の入札をしたとき。</p> <p>(4) 所定の場所及び日時に到着しないとき。</p> <p>(5) 競争入札参加資格の申請者又は委任を受けている者の記名押印がないとき。</p> <p>(6) 入札保証金が上記12の(1)に規定する金額に到達しないとき。</p> <p>(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できないとき。</p> <p>(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者が入札をしたとき。</p> <p>14 落札者の決定方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と</p>
--	--

する。

- (2) 落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Contract matter
Contract for lease and maintenance of personal computers for public works information systems
- (2) Deadline for Tender
5 : 00 PM on January 7, 2014
- (3) Contact Point for the Notice : Projects and Transportation Planning Division,
Prefectural Land Development Department,
Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen,Hakata-ku,Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3645

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定に基づき、次のように建築

協定を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書は、同条第3項の規定により新宮町役場都市整備課において一般の縦覧に供する。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 建築協定の名称
西鉄サニーヴィラ新宮駅前建築協定
- 2 建築協定区域
糟屋郡新宮町下府八丁目840番2ほか
- 3 認可年月日
平成25年11月26日

公告

福岡県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則案について、次のとおり意見を募集します。

平成25年11月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間
平成25年11月15日から平成25年12月16日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成25年12月17日をもって当該書類の送付があ

ったものとみなされます。

平成25年11月26日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成24年度福収権第13号事件及び平成24年度福収明第13号事件

2 事業名

福岡都市計画道路事業3・3・25号那珂川宇美線

3 通知を受けるべき者

福岡県春日市下白水北三丁目82番所在の所有者不明に係る物件（動産）の所有者

4 通知すべき書類

平成25年11月26日付け24福収第23号-18「審理の開催について」

正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
25・11・12	3547	告示	1707	4		○	後から 4	削 除	国道500号	国道500号線